

財源（合併特例債）について

1 合併特例債の特徴

(1) 合併した市町村が市町村建設計画に基づく事業を実施する際に、特例として認められている地方債（借入金）である

☞ 合併に伴い必要となる経費を国が支援することにより、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業をスムーズに行えるようにするという趣旨で設けられた地方債です。

(2) 対象事業費の 95%の金額を上限として借入できる

(3) 返済金（元利償還金）の 70%が地方交付税により措置される

☞ 庁舎建設に係る財源について通常は国からの財政支援は一切なく、すべて町の負担となります。

(4) 借入できる期間は合併後 20 年間まで

☞ 当町の場合は平成 37 年度まで、ただし平成 27 年度までとなっている町の建設計画の期間見直し（延伸）が必要です。

(5) 借入できる総額が決まっている

☞ 当町が建設事業のため借入できる金額は総額で 75 億 5,350 万円と算定されており、そのうち 35 億円程度借入することが現時点で見込まれています（平成 18 年度から平成 24 年度までの実績見込みは 24 億円程度）。借入可能額は残り 40 億円程度。

2 新庁舎建設に係る財源内訳と将来負担

(1) 財源内訳について

(単位：千円)

項 目	A 本庁舎改修計画	B 新統合庁舎計画
	現本庁舎改修＋増改築 (公民館機能含む)	新たな場所に統合庁舎建設
① 建設費 (概算工事費)	1,168,500	2,285,550
② 合併特例債 (①×0.95)	1,110,000	2,171,200
③ 一般財源 (①-②)	58,500	114,350

※消費税率は現行の 5%で積算。 ※計画案はあくまでも参考として設定したものです。

☞ 上記③（一般財源）が、建設時における町の実質負担となります。

(2) 将来負担について

(単位：千円)

項 目	A 本庁舎改修計画	B 新統合庁舎計画
④ 償 還 元 金 (②)	1,110,000	2,171,200
⑤ 償還利子総額 (※)	294,241	568,289
⑥ 償還金合計 (④+⑤)	1,404,241	2,739,489
⑦ 交付税措置額 (⑥×0.7)	982,969	1,917,642
⑧ 一 般 財 源 (⑥-⑦)	421,272	821,847
一年当たり一般財源 (⑧÷25年)	16,851	32,874

※ 償還利子については、一律25年償還(1年据置)、年利2.0%として試算

☞ 上記⑧(一般財源)が将来の借入金の返済に係る町の実質負担となります。

(3) 全体事業費(建設費+借入金償還利子)、町の一般財源総額(建設時+借入金償還時)

(単位：千円)

項 目	A 本庁舎改修計画	B 新統合庁舎計画
全体事業費 (①+⑤)	1,462,741	2,853,839
一般財源総額 (③+⑧)	479,772	936,197